

[ホーム](#) > [政策について](#) > [経営力向上支援](#) > 中小企業経営強化税制

中小企業経営強化税制

～経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しします～



中小企業経営強化税制について

【適用期限:2026年度末(2027年3月31日)まで】



中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金の額等が3,000万円超の法人は7%)が選択適用できるものです。

本制度の適用を受けるためには、①生産性向上設備(A類型)、②収益力強化設備(B類型)、③経営資源集約化設備(D類型)、④経営規模拡大設備(E類型)を導入して実施する経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

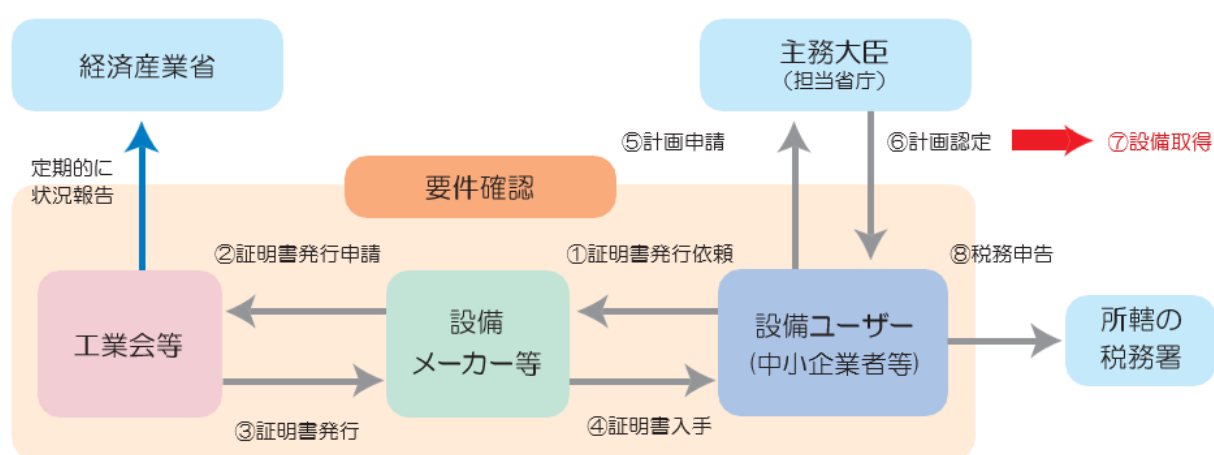
「工業会等による証明書」「経済産業大臣による確認書」は設備の取得前に申請する必要があります。

上記計画申請前に「工業会等による証明書」または「経済産業大臣による確認書」を取得する必要があります。

※特定生産性向上設備等投資促進税制の適用を受ける場合、確認を受けた投資計画の期間中は本措置の適用を受けることはできません。

手続きの全体フロー

1. A類型



(1) 設備メーカーに証明書の発行を依頼してください

生産性向上設備については、工業会等が前ページの要件を満たしていることを確認して、当該工業会等から証明書を発行してもらいます。

(2) 経営力向上計画を策定してください

(1)で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、証明書(写し)を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。

(3) 設備取得&税務申告

(2)で主務大臣の認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。

※ 詳細については以下の手引きをご参照ください。

中小企業等経営強化法における経営能力向上設備等に関する税制措置
に係る工業会証明書の取得の手引き

① 中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営能力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法施行規則第8条に規定する以下の要件（以下「生産性向上に係る要件」といいます。）

① 販売開始時期（設備区分毎に定められた期間内に販売された設備であること）
② 生産性向上指標（例：生産効率、稼働、エネルギー効率等）に係る要件（年平均1%以上向上）

要請した設備であることの工業会証明書を交付し、中小企業等経営強化法の規定を要した上で、目次設備取得期間要件などの税法上の要件を満たすものについては、税制上の優遇措置の適用を留保いたします。

工業会等では、生産性向上に係る要件を満たす旨を証明した場合、その旨を証する「証明書」を交付することとしております。税制上の優遇措置の適用を留保しようとする法人又は事業主（以下「設備ユーザー」）の方にはご活用ください。

工業会証明書の取得から税制手配の流れは、概ね以下の通りとなります。

(手続フローチャート図)

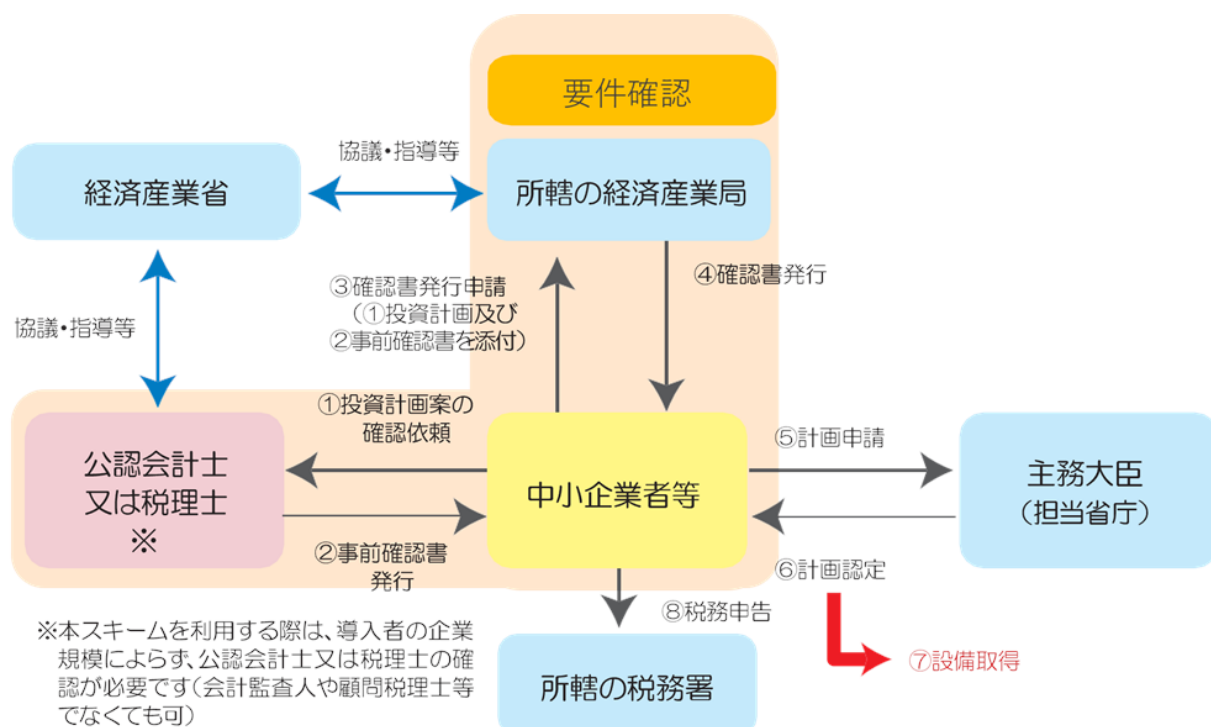
① 設備ユーザーは、当該設備を生産した設備メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。

② 依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式1）及びチェックシート（様式2）に必要事項を記入の上、当該設備を所管する工業会等の確認を受けてください。手続済に際しては、必要に応じて裏付けとなる資料等を添付してください。

③ ①の設備の種類ごとに該当する工業会等を選定する必要があります。詳しくは中小企業

経営強化税制A類型(工業会証明書)について

2. B・D類型



(1)まずはお付き合いのある税理士又は公認会計士にご相談ください

B類型・D類型の適用にあたっては、事業者において投資計画を策定して、その内容を税理士又は公認会計士に事前確認してもらい、事前確認書を取得する必要があります。

(2)経済産業局にご連絡したうえで、申請書をご提出・ご説明ください

本社所在地を管轄する経済産業局(次ページ参照)に投資計画とともに(1)の事前確認書をご提出・ご説明ください。

確認申請書の説明はオンラインでも可能とする運用改善を行いましたので、それに伴い、提出先は本社所在地を管轄する経済産業局に一元化されました。

(3)経営力向上計画を策定してください

(2)で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、確認書(写し)を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。

(4)設備取得 & 税務申告

(3)で主務大臣の認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。

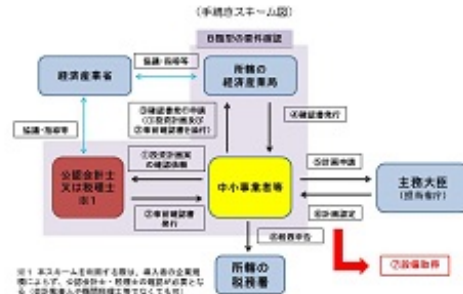
※ 詳細については以下の手引きをご参照ください。

[中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備\(B 類型\)に係る経済産業大臣確認の取得に関する手引き](#) **PDF**

[中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営資源集約化に資する設備\(D 類型\)に係る経済産業大臣確認の取得に関する手引き](#) **PDF**

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備（B 類型）
に係る経営再確認の取扱いに関する手続き

○中小企業等経営強化法の対象設備の要件とされている中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法施行規則第8条第2項第2号に定める「事業者が策定した投資計画（概）に記載された設備の目的を達成するために必要不可欠な設備」については、当該投資計画について、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受ける必要があります。以下の手続きに従って確認を受けてください。



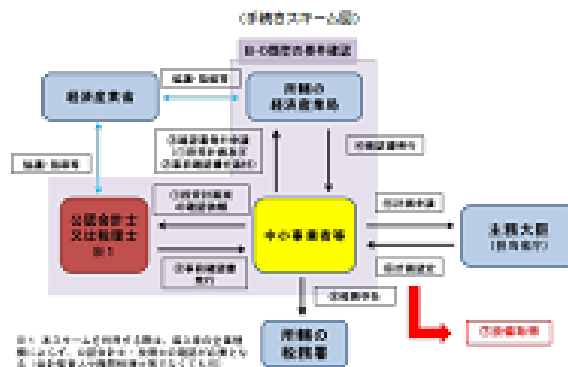
①申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。なお、公認会計士又は税理士の事前確認書の発行及び経済産業局の確認書の発行にあたり、それぞれが必要と判断した申請書の関係資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、事前確認書、確認書は発行されませんのでご注意ください。

②公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。

経営強化税制B類型（経済産業大臣確認書）について

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営再確認的化に属する設備
（D 類型）に係る経営再確認の取扱いに関する手続き

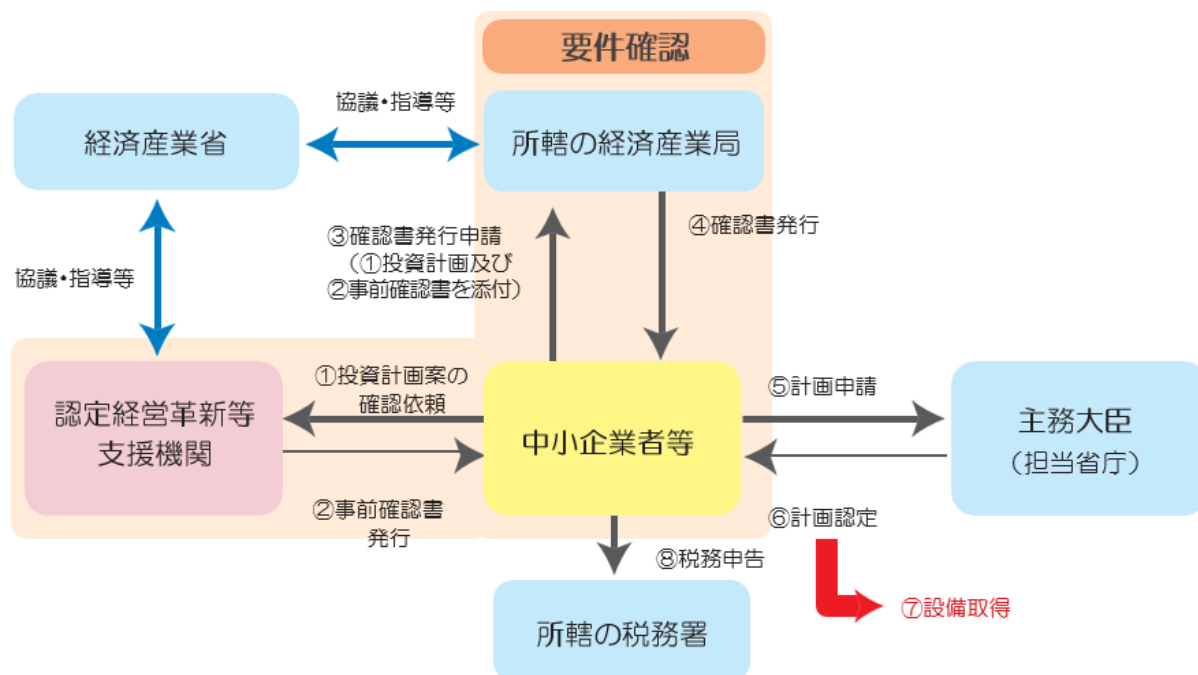
○中小企業等経営強化法の対象設備の要件とされている中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第4号に定める「事業者が策定した投資計画（概）に記載された設備の目的を達成するために必要不可欠な設備」については、当該投資計画について、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受ける必要があります。以下の手続きに従って確認を受けてください。



①申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。なお、公認会計士又は税理士の事前確認書の発行及び経済産業局の確認書の発行にあたり、それぞれが必要と判断した申請書の関係資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、事前確認書、確認書は発行されませんのでご注意ください。

②公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式2）」を発行します。

3. C類型 ※2025年4月1日をもって、本類型は廃止となりました。



(1) まずは認定経営革新等支援機関にご相談ください

デジタル化設備(C 類型)の適用にあたっては、事業者において投資計画を策定して、その内容を認定経営革新等支援機関に事前確認してもらい、事前確認書を取得する必要があります。

(2) 経済産業局に、申請書をご郵送ください

本社所在地を管轄する経済産業局(次ページ参照)に投資計画とともに(1)の事前確認書をご郵送ください。

(3) 経営力向上計画を策定してください

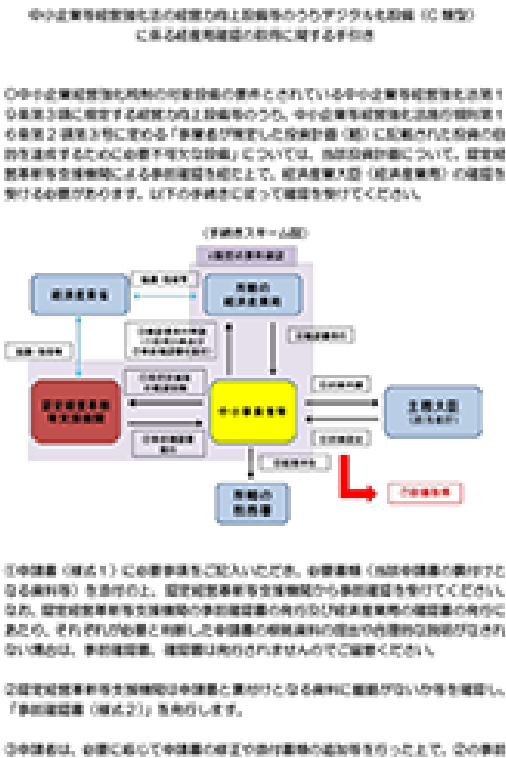
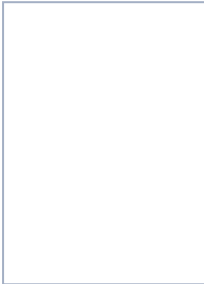
(2)で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、確認書(写し)を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。

(4) 設備取得 & 税務申告

(3)で主務大臣の認定を受けた後、設備を取得して下さい。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。

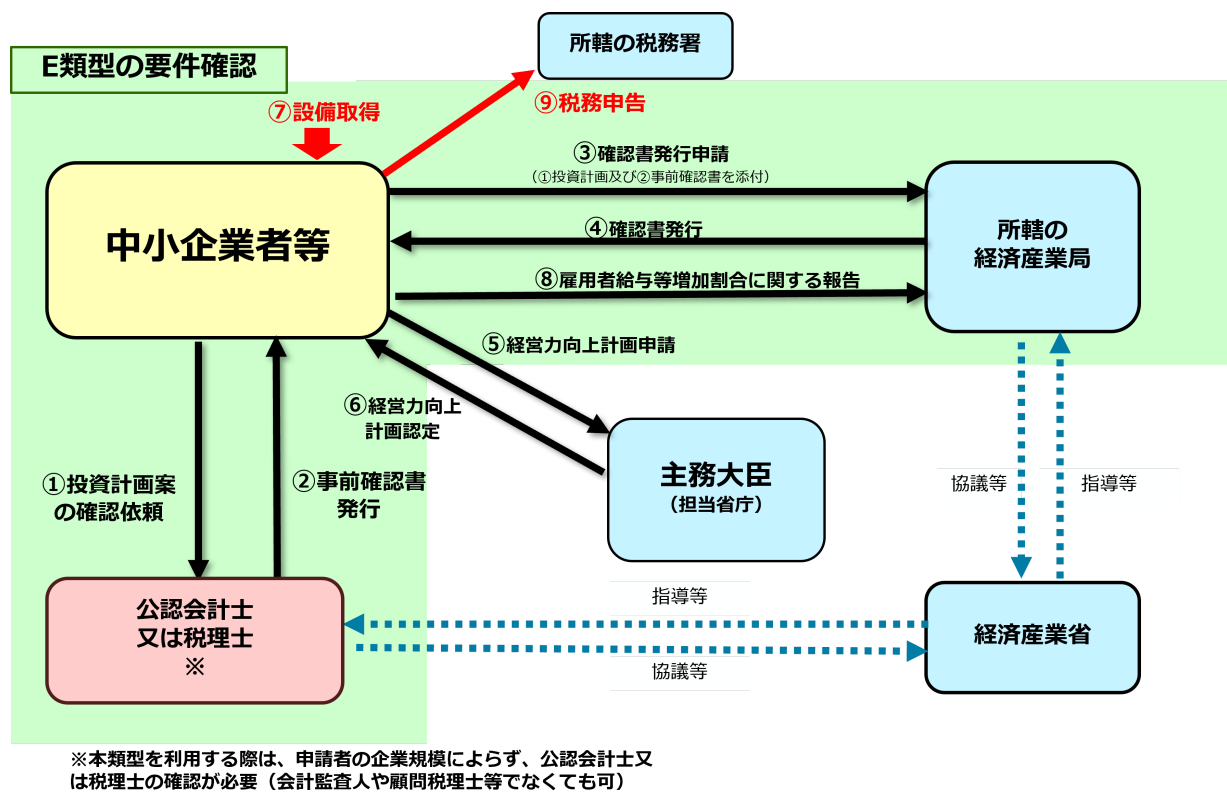
※ 詳細については以下の手引きをご参照ください。

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうちデジタル化設備(C 類型)に係る経産局確認の取得に関する手引き PDF



経営強化税制C類型（経済産業局確認書）について

4. E類型



(1)まずはお付き合いのある税理士又は公認会計士にご相談ください

Eタイプの適用にあたっては、事業者において投資計画を策定して、その内容を税理士又は公認会計士に事前確認してもらい、事前確認書を取得する必要があります。

(2)経済産業局にご連絡したうえで、申請書をご提出・ご説明ください

本社所在地を管轄する経済産業局(次ページ参照)に投資計画とともに(1)の事前確認書をご提出・ご説明ください。

(3)経営力向上計画を策定してください

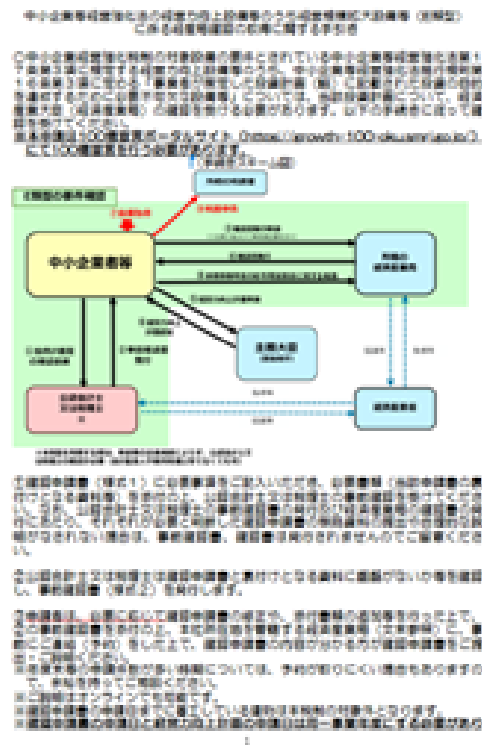
(2)で確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、確認書(写し)を添付して、主務大臣に計画申請をしてください。

(4)設備取得&税務申告

(3)で主務大臣の認定を受けた後、設備を取得してください。なお、税務申告の際は、所定の書類を添付する必要があります。

※ 詳細については以下の手引きをご参照ください。

[中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等\(E類型\)に係る経済産業大臣確認の取得に関する手引き](#) PDF



経営強化税制E類型(経済産業大臣確認書)について

QA

[中小企業経営強化税制についてのQAはこちら\(262KB\)](#)  (2025年11月14日更新)

事例

株式会社大野ナイフ製作所(金属製品製造業/岐阜県)【2023年1月計画認定】 PDF

経営力向上計画関係

申請の前提となる経営力向上計画については、以下のHPをご参照ください。

[経営力向上支援](#)

※実際の制度活用にあたっては、関係法令の規定等の参照をお願いいたします。

(お問い合わせ先)

中小企業税制サポートセンター

電話:03-6281-9821(平日9:30-12:00、13:00-17:00)

経営力向上支援

事業分野別指針及び基本方針

中小企業等経営強化法(経営力向上関連)条文

経営力向上計画の申請について

申請書様式類

工業会等による証明書について(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書)

経済産業局による確認書について(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に係る経産局確認)

経済産業局による確認書について(中小企業経営強化税制の経営力向上設備等のうち経営資源集約化に資する設備に係る経済産業局確認)

経済産業局による確認書について(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画に係る経済産業局確認)

経営資源集約化税制(中小企業事業再編投資損失準備金)の活用について

「事業分野別経営力向上推進機関」申請様式等・提出先

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定状況について

問い合わせ先

[リンク集](#)

[お問合せ・ご意見](#)

[サイトマップ](#)

[利用規約](#)

[プライバシーポリシー](#)

[アクセシビリティ方針](#)

[各省庁サイト検索](#)

中小企業庁

(法人番号 1000012090004)

〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話:03-3501-1511(代表)

[X公式アカウント](#)

[メールマガジン](#)

Copyright The Small and Medium Enterprise Agency, All Rights Reserved.